

『ヤジと民主主義』の問題意識

— テレビ放送と書籍発行をふりかえつて

はじめに

HBC北海道放送の山崎と申します。本日は、当社で制作・放送したテレビ番組『ヤジと民主主義』について、その後の書籍化も含めて振り返り、制作時の問題意識を中心にお話しさせていただきます。

最初に自己紹介をさせていただきます。私は千歳市の出身で、日本大学の史学科の卒業です。在学時は探検部に所属し、湾岸戦争（一九九〇～九年）の勃発時にヨルダンの難民キャンプでボランティア活動をしたり、中国の新疆ウイグル自治区ではカザフ族と一緒に暮らし、ウイグル族の独立運動に关心を持って現地に調査に入った際には、中国政府に拘束され、強制退去をさせられた経験もあります。

大学卒業後、一九九四年に東京の制作会社に入社し、一九九六年にテレビ朝日に出向になりました

1. 道警ヤジ排除問題の概要

クを務めています。

テレビ朝日やHBCでの番組制作の中で取り上げてきたテーマなどを振り返ると、必ずしも意識していたわけではありませんが、国や行政、警察に対して「おかしいことはおかしいと言う」姿勢を貫いてきたように思います。

行動で示す

当社では、二〇二〇年二月から四月にかけて、『ヤジと民主主義』というタイトルのドキュメンタリー番組を制作・放送し、大きな反響を受けました。

すでに全国的に広く知られておりますが、今回取り上げる「ヤジ」とは、二〇一九年七月に札幌

た。このときに担当した番組としては、鳥越俊太郎さんがキャスターを務めた『ザ・スクープ』、久米宏さんの『ニュースステーション』のほか、『報道ステーション』では古館伊知郎さんがメイ

ンキヤスターの時代に二年ほどディレクターとして関わっていました。二〇〇六年に現在のHBCに中途入社し、道警キヤップ、道政キヤップ、統括編集長を経て、現在は報道部の企画担当のデスクを務めています。

市内で発生した、北海道警察（道警）による「ヤジ排除」という問題です。

この問題は、第二五回参院選（二〇一九年七月二一日投開票）の選挙運動期間の七月一五日、JR札幌駅前などで自民党候補者の応援演説を行う安倍晋三首相（当時）に対し、「安倍やめろ」、「増税反対」などとヤジを発した者数名を道警の私服警官らがその場から排除したというものです。

排除を受けた当事者である大杉雅栄さんと桃井希生さんのお二人は、この件で道に損害賠償を求める裁判を起こし、二〇二二年三月二十五日に出された札幌地裁判決では、道警による排除行為は違法と判断され、道に賠償命令が出されています。道側が控訴したため、現在は札幌高裁で控訴審が行われています。

山崎裕侍

<資料> 道警ヤジ排除問題とHBCの取り組みの沿革（2023年4月現在）

| 年 | 月日 | 関係する動き | HBCの取り組み |
|------|-------|--|---|
| 2019 | 7月15日 | 札幌駅前など、安倍首相（当時）の参院選応援演説の会場で、ヤジを発するなどした市民が道警による排除行為を受ける | |
| | 12月3日 | 排除を受けた当事者の大杉雅栄氏、刑事告訴および国賠訴訟を提起（第一次訴訟） | |
| 2020 | 2月2日 | | TBS『ザ・フォーカス』、「ヤジと民主主義～警察が排除するもの～」を関東ローカルでテレビ放送 |
| | 2月24日 | | TBS『ザ・フォーカス』、「ヤジと民主主義～警察が排除するもの～」を北海道ローカルでテレビ放送 |
| | 2月25日 | 札幌地検、大杉氏の刑事告訴の件で道警に対する不起訴処分の決定を発表 | |
| | 2月26日 | 道警、道議会でヤジ排除の法的根拠を初めて説明 | |
| | 2月27日 | 排除を受けた当事者の桃井希生氏、国賠訴訟を提起（第二次訴訟） → 以降、第一次訴訟と第二次訴訟を併合（以下、道警ヤジ排除訴訟） | |
| | 4月26日 | | HBC『ヤジと民主主義～小さな自由が排除された先に～』を北海道ローカルでテレビ放送 |
| | 5月24日 | | HBC『ヤジと民主主義～小さな自由が排除された先に～』をラジオ放送 |
| | 6月1日 | | HBC『ヤジと民主主義～小さな自由が排除された先に～』が第57回ギャラクシー賞・優秀賞受賞 |
| 2022 | 3月25日 | 道警ヤジ排除訴訟・札幌地裁判決で原告勝訴（道警による排除の違法性の認定など） | |
| | 4月1日 | 道、上記の札幌地裁判決を不服として札幌高裁に控訴 | |
| | 11月7日 | | 書籍版『ヤジと民主主義』発刊 |
| 2023 | 4月15日 | | 札幌市内で開催の「TBSドキュメンタリー映画祭2023」で、『劇場版 ヤジと民主主義』上映 |
| | 6月22日 | 道警ヤジ排除訴訟控訴審の判決予定 | |

※ 本誌第630号（2021年7月号）10頁掲載の資料、本研究会のレジュメなどを基に、2023年4月、編集部作成。

2. なぜヤジだったのか

道警のヤジ排除問題を掘り下げて取材しようと
考えた動機としては、大きくは以下の二つがありました。「後悔」と「危機感」です。

(1) 後悔

この問題への取材は、実は以下の三つの「後悔」からスタートしています。

一つめは、自社のカメラが現場におらず、排除の現場を十分に撮影できなかつたことへの後悔です。安倍首相はこの当時、いわゆる「ステルス遊説」をしていたのですが、それは二年前の都議選での応援演説の際に「安倍辞めろ」とヤジを飛ばされ、これに対して思わず「こんな人たちに負けたわけにはいかない」と口走ってしまい批判を浴びたことが大きなトラウマになっていたからだとされています。つまり、この当時、安倍首相はヤジに対して非常に強い警戒心を持っており、遊説日程もなるべく直前まで公表しないような対応をしていました。そうした経緯があつたことから、札幌駅前での応援演説の際には、私たちメディア関係者としては、ヤジを飛ばされたときには安倍首相はどうなりアクションをとるかを映像に収めたく、カメラを出していました。

しかし、当社はこのとき、いろいろな手違いがあり、現場で独自に動けるカメラマンがおらず、他局の代表カメラがあるだけでした。特にトラブルが起きたときに動けるカメラマンがおらず、代表カメ

ラがあれば十分だろうと思つていたところで、ヤジ排除が起きました。他局は自社のカメラマンが排除の様子を映像に捉えていましたが、

当社は実はほとんど撮れず、プライベートでたまたま来ていた通信員の一人が撮っていたものがわずかにあるだけでした。その後、番組内で当時の様子を再現する際には、視聴者の方々が撮った映像を搔き集めることになりました。

二つめは、私自身も排除の現場にいながら、排除の行為を見過ごしたことです。実際にには人垣があつて排除の現場は見ていませんし、ヤジの声は聞こえましたが、何が起きたかわからず、後に確認を経て、ヤジ排除の全貌を知つたというのが私の立場です。それでも、現場にいたということから、排除を黙認した一人として見られても仕方がないと思います。

三つめは、すぐに報道できなかつたことです。

当初の報道のしかたは、安倍首相の遊説のニュースの中でも一場面として短く伝えるものであり、排除の問題性に焦点を当たた報道をできていたわけではありませんでした。この問題性の本質を最初に報道したのは朝日新聞で、私にとつて契機となつたのは二日後の朝刊の同紙の記事を読んでからでした（七月一六日は休刊日）。その後、共同通信、HTBと続きましたが、当社が人権問題と捉え直し、ようやく動き出すのは三日後（七月一八日）のことでした。

ヤジ排除に関する報道で当社は、現在は一定の評価をいただいていますが、スタートは他社に出遅れ、しかも後悔ばかりだったということです。

(2) 危機感

第二の動機である「危機感」についても、以下の三つの「危機感」があつたと思います。

一つめは、表現の自由をめぐる危機感です。「あいちトリエンナーレ2019」（二〇一九年八月（一〇月）での「表現の不自由展・その後」の展示中止、「KAWASAKI shinゆり映画祭」（二〇一九年一〇月）での映画「主戦場」の上映中止など、日本国内では近年、表現の自由を制限する事例が相次いでいます。

二つめは、メディアの権力監視機能が弱まつていることへの危機感です。道政・道記者クラブでは、普段から付き合つている道府や道警の当局において、何かメディアとして批判すべき問題が発生しても、記者クラブの記者たちが当局を批判しない状況があると、私自身の経験を通じて感じていました。

三つめは、権力の暴走、すなわち、このまま小さな問題にもみえるヤジ排除を放置すると、権力がさらに大きな人権侵害問題を引き起こすことにつながるのではないか、という危機感です。この点に関しては、「二一メラーの警句」という詩をご紹介します。

HBCではこの数年、道警ヤジ排除問題にこだわつて放送し続けています。二〇二三年三月三日現在でいえば、「今日ドキッ！」という番組内でニユース・特集などとして、この問題を約九〇回取り上げています。他のテレビ局や新聞社では第一報を伝えて以降はほとんど取り上げることはありませんでしたが、当社はしつこく、新しい映像を入手する度に追加で取材したり、専門家へのインタビューをしたりして、放送しています。

その一方で、滋賀県や埼玉県でも似たような警察によるヤジ排除が発生している現状を踏まえ、当初より全国放送向けの番組制作をめざしましたが、こちらはなかなか思うように実現しませんでした。最初に、キー局（TBS）制作の全国放送番組の担当者に相談を持ちかけましたが、意見が合わず、実現できませんでした。

社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声をあげなかつた
私は社会民主主義者ではなかつたから

彼らが労働組合員たちを攻撃したとき、私は声をあげなかつた
私は労働組合員ではなかつたから

そして、彼らが私を攻撃したとき
私のために声をあげる者は、誰一人残つていなかつた

そんな折、この問題をテーマとするドキュメンタリー番組の制作への道を開いてくれた方がいました。かつて『NEWS 23』（一九八九～二〇〇三年）などの報道番組でキャスターを務めていた佐古忠彦さんです。『JNNドキュメンタリーザ・フォーカス』（二〇一七～二一年）という深夜のドキュメンタリー番組のプロデューサーをしていた彼に相談したところ、二つ返事で取り上げてくれるようになりました。同番組に取り上げられることになると、制作を担う地方局に対し、経費に充てる資金として三〇円が支給されるということもあり、当社で番組を制作できることになりました。このときに制作されたのが「ヤジと民主主義～警察が排除するもの～」というタイトルの三〇分番組です。これが『ザ・フォーカス』の中で、まず二〇二〇年二月二日に関東ローカルで放送され、同月二十四日に北海道でも放送されました。

その翌日（二月二十五日）、排除を受けた当事者の大杉さんによる道警への刑事告訴の件で、札幌地検が道警への不起訴処分を決定したことを発表し、さらにその翌日には道警が道議会の場で排除行為の法的根拠を説明しました。

当社ではこれらの動きを継続的に取材し、その成果を用いて前出の三〇分番組を六〇分番組に拡充しました。これこそが現在、HBC制作のドキュメンタリー番組として広く知られるようになっていいる『ヤジと民主主義～小さな自由が排除された先に～』です。これを二〇二〇年四月二六日に北海道ローカルでテレビ放送したほか、同年五月二四日にはラジオでも放送しています。

この六〇分番組は北海道ローカルの放送であり、全国放送できませんでしたので、全国の人たちにも観てほしいと考え、YouTubeでの無料配信もしました。そうしましたところ、非常に大きな反響があり、これを視聴した人たちがツイッター等で宣伝してくれたことも手伝って、三五万回以上視聴されています（映画制作のため現在は非公開）。

4. ヤジと憲法

(1) ヤジ排除における警察の問題点

ヤジ排除の問題点としてまず指摘できるのは警察の問題です。以下のとおり、いくつかの問題点が指摘できると見えます。

第一は「法令無視」です。当日のヤジ排除の様子は、動画で克明に記録されており、そのときのやりとりを見る限り、警官は「法令に違反してはいないが、迷惑だ」と言って声をあげさせないようになっていることが見て取れます。

また、排除を受けた当事者の一人である桃井さんは、札幌駅前の演説でヤジを上げた際、そこで警官たちに取り囲まれただけでなく、次の演説会場に行かないよう、「警官数人につきまとわれて、『飲み物買つてあげるよ。コーラがいい？ジンジャーエールがいい？』などと言われています。

第二は「政権への忖度」が見えることです。警察はこのとき、何かの法令に反しているから排除したのではなく、安倍首相がヤジを飛ばされるのを嫌がっているから排除したということがうかがえます（札幌地裁判決もそのように推認される）指摘）。この問題には、政権や警察の意思によって、個人が表現して良いことと、表現してはいけないことが区別されてしまう恐ろしさがあります。警察は本来、憲法を遵守し、個人の権利と自由を保護するためにあるはずですが、本件の排除行為は、憲法ではなく政権を守るために警察が動いているということを示しています。

第三は「事実のごまかし」です。ドキュメンタリー番組の中で道警OBの方に話をうかがったところ、そもそも警備部門というのは現場の喧嘩の判断で動くことはなく、予め策定されている警備計画に従つて動くものだと言わされました。現場の警官は無線で指示を受けて動き、現場の映像はリアルタイムで警察本部でも見られています。つまり、本件は現場の警官個人の判断で行われたことではあり得ないはずなのに、道警は「現場の警察官がそれぞれの現場の状況を踏まえ…」などと説明しています。

第四は「権力が報道機関を恐れなくなっていること」です。前出の道警OBの方からは、「あなたたち無視されたんですよ」と厳しい指摘を受けました。現場でテレビカメラが回っている状況であれば、警察としては違法行為や人権上問題がある行動はこれまで大っぴらにできなかつたと思うのですが、本件ではそうした対応すらなく、カメ

ラの前で堂々と排除行為が行われました。メディアの権力監視の力が弱まつていると実感させられ、恐ろしさを感じます。先ほどご紹介したところ、裁判はまだ続いていますが、道警は未だに自らの非を認めていません。

前出の道警OBの方に言わせると、そもそもヤジ排除は特別に珍しいことではないそうです。本件は、普段は発生しない特別なことが起きたのではなく、以前から水面下で行われていたことが現れただけだと思います。警察内部には、治安維持のためなら、法的根拠のない違法行為も厭わないという風潮が元々あるのではないかと指摘していました。

その背景として、この三〇年ほどの間、警察の権限を強化する法律の制定が相次いでいることがあります。いわゆる「通信傍受法」、「特定秘密保護法」、共謀罪規定を含む「組織犯罪処罰法」などです。加えて、防犯カメラやNシステムの設置や、GPSによる捜査なども常態化していますが、法令に基づかないため、市民社会のチェックが利かないことに問題があります。これらの技術は捜査への利用を理由に導入が進められていますが、その裏では市民の権利を制限したり侵害したりする行為が行われているという指摘もあります。

(2) 日本独自の「見えない不自由」

排除を受けた当事者の一人である大杉さんは、日本には「見えない不自由」があるのではないか、日本にはそもそも表現の自由はあるのか、「迷惑な奴は排除してもいい」という日本独自の「表現

の不自由」があるのではないか、という指摘をしています。

実際、表現の自由の侵害を理由とする道警の違法性を認定した札幌地裁判決が出されたとき、ネット上では、この判決を批判し、ヤジをあげた者は他の聴衆らに迷惑をかけたのだから、警察に排除されるのは当然だ、という意見も見られました。ストライキやデモ行進といった抗議活動を迷惑行為と捉える人も増えているようです。

権力に対する個人からの批判や抗議は、市民社会では尊重されるべき主権者の権利に基づくものです。こうした民主主義の根幹をなす理念がますます軽んじられるようになつてている現状に深刻な危機感を持ちます。

(3) 憲法学者の見方

憲法学者がこの問題をどのように捉えているのか、早稲田大学の阪口正二郎教授の意見をご紹介します。阪口教授は、ヤジ排除の発生直後（二〇一九年八月一四日）、ネット上で次のような意見を発信していた方です。

「政治的な表現行為に過度に行儀の良さを求めるのは民主主義にとつて自殺行為。民主主義の下で政治家への批判は当たり前。市民と政治家が直接対話できる街頭演説の場で市民を『行儀の良い聞き手』として位置づけるべきではない」。

後述する『ヤジと民主主義』の映画化に向けて、追加取材したときには、以下のように述べていました。

「デモ行進する人やプラカードを掲げる人、ヤジを飛ばす人は自分の顔を晒している。それだけ覚悟を持っている。そういう表現方法を認めておかないと、世の中にどんな人が困つていて、どんな意見があるのかということはわからない」。

ヤジは迷惑だと言つて、一般市民は政治家の演説を行儀良く聞く以外には何もできないことになつてしまふと、表現の自由を奪うだけでなく、世の中には多様な立場の人々、多様な意見が存在しているという事実をますます見えづらくなってしまう恐れがあります。

5. 札幌地裁判決の注目すべき点

先ほどもご紹介したとおり、排除を受けた当事者を原告とする道警ヤジ排除裁判は、二〇二二年三月二五日に札幌地裁判決が出されており、道警による排除行為は違法と判断され、道に賠償命令が出されています。この判決の注目すべきポイントとして以下の二点をあげたいと思います。

第一は、現場を映した動画が強力な証拠になっていることです。警察側は裁判の中で、排除の理由として、「周囲から怒号が上がつた」とか、「興奮状態で周りに危害を加える恐れがあつた」とか、「職務質問しただけ」とか、様々な主張をしたのですが、動画にそういった主張を裏付けることは一切記録されていなかつたため、全面否定されました。裁判長も、警察の主張を否定するときには、必ず「動画によると」という枕詞をつけて説明していました。逆に、動画が無かつたらどうなつていたかを想

像すると、恐ろしさを感じます。原告弁護団の小野寺信勝弁護士によると、警官は公務員なので、裁判上、その証言は一般市民のそれよりも信頼度が高いものとして受け取られるようです。また出口かおり弁護士によると、他県での似た問題の裁判では、動画が無い場合には原告が敗訴しているそうです。

第二は、ヤジを政治的な表現方法として認めたことです。本裁判で争われたのは、「警察官職務執行法」に違反しているかどうかであり、この点の検証だけでも道警の違法性を判断できたのですが、判決はあえて憲法にも踏み込み、表現の自由が侵害されたという損害の認定をする際に憲法を持ち出していました。しなくて済んだにもかかわらず、あえて憲法判断までしたこと、その上で、ヤジを「公共的・政治的事項に関する表現行為」であると認めたことは非常に画期的であると考えます。

さらに、裁判長が判決の説明の際に、口頭で言及した事項があります。「争点にはなっていないけれども」、「傍聴席にマスコミの方がたくさんいらっしゃるからあえて言いますけれども」と付け加えた上で、「ヤジは公職選挙法違反にも当たりません」と発言しました。これは当時、二人のヤジが「公職選挙法」の定める選挙妨害に当たるという意見が社会にある現状を踏まえ、それは間違つた認識であるということをマスコミにきちんと報道させるために、裁判長はあえて口頭で付け加えたものと理解しています。

札幌地裁判決が出された日の記者会見で、原告の大杉さんは次のように発言しています。

「安倍晋三の許せなさと、ヤジ排除の警察に対する許せなさは実はイコール。説明をはぐらかしてごまかし、有形力を行使して、実力でもつて排除する。当時対峙していた警察官は、安倍晋三から指示を受けていたかはともかく非常にアベ的なもの。筋の通らない道警の主張が結果的に裁判所に退けられた。道警だけじゃなく、アベ的なものにノーをいう判決だつたかもしれない」

この指摘は的を射ていると思います。確かに、ヤジ排除行為は道警の警察官が行つたことではあります、が、安倍政権の本質を如実に表したものであり、札幌地裁判決はこの「アベ的なもの」全体にノーを突きつけたと思います。同判決には、沖縄の基地反対デモや安保法制反対デモなどの場で相次ぐ警察の過剰警備に歯止めをかける効果を期待します。

しかし、「アベ的なもの」の特徴である社会の分断、国会無視、少数者排除、科学軽視、憲法骨抜きといったことは、現政権下でも継続していると言わざるを得ません。民主主義国家を守るために、異論や少数意見への配慮、透明性の確保、多様性の尊重など、個人が自らの「足下の民主主義」を大切にする不斷の努力がますます求められていると思います。

6. ヤジ排除の報道に見るメディアの現状

(1) 北海道のメディアの現状

イギリスのジャーナリスト・作家のジョージ・

オーウエルが言つたとされる、「ジャーナリズムとは報じられたくないことを報じることだ。それ以外のものは広報に過ぎない」という言葉があります。それはメディアに対して権力に向き合う日頃からの姿勢を問うものであると理解します。

本件に対するメディア各社の報道姿勢を見るに、積極派と消極派にはつきりと分かれており、各社の権力に対する向き合いの方を如実に示したと思します。本件を積極的に取材した記者は、実は司法担当の記者であり、道警記者クラブの記者ではありませんでした。本来であれば、道警が二〇二〇年二月、本件について道議会で説明したときには、事後に道警による記者会見を開き、広く道民に対して説明するべきだったと思うのですが、記者クラブは記者会見の要請すらしませんでした。記者クラブへの事前レクでも、質問を行つた九割は積極報道派の四社（朝日新聞、北海道新聞、HTB、HBC）が占めました。

なぜそのようなことが起きるのかと言えば、道警を批判する記事を書くと、「トク落ち」に遭われるのではないかという恐れが、特に二〇〇四年の道警裏金問題事件以降、道内の報道各社にはあるからではないかと思つています。トク落ちとは「特別にネタを落とす」という意味です。例えば、何らかの事件の容疑者が逮捕・連行されるときに、警察から情報を得た報道各社は揃つてそのシーンの映像を撮影することができるのですが、その情報を入手できなかつた社は「トク落ち」となります。私自身も道警キャップの時代にその経験があり、当時は本社から責められ、非常に恥ず

かしい思いをしました。警察を批判するとそうした目に遭わされるという恐怖心が働き、そうならないよう批判の矛先を鈍らせるような心理が、特に記者クラブには働きやすいということです。

本件の第一報が終わつた当時、私自身は統括編集長の任にありましたが、当時の道警キヤップを呼び出して、この問題は丁寧な検証が必要であるとし、トク落ちになつても取材を続けていくことを伝え、理解を得ました。

戦後制定された「放送法」は、民主主義社会の健全な発展のために、放送への政治などからの不当な介入を防ぎ、放送の「不偏不党」を明記しています。メディアが権力を批判できなくなりつつある今日、同法制定の理念をあらためて考え直す必要があります。

(2) 地方と憲法と民主主義の現場

HBCでは二〇一七年から二〇一八年にかけて、「シリーズ憲法」記者たちが見つめた現場」という番組を計八回放送しました。当社の記者が課題の最前線に行き、憲法や民主主義の現場を取材し、一人称で語る番組です。

やはり現場を取材してみると、少子・高齢化、交通の縮小など、地方には課題が山積し、北海道は課題の先進地といえます。課題が多いところは、実は憲法や民主主義の現場でもあります。その課題を解決することができた地域は、課題解決の先進地になります。

二〇一八年以降、このシリーズの中から、一本

のドキュメンタリー番組『「不幸な子ども」を生きて』旧優生保護法がもたらしたもの』(二〇一八年)が生まれました。また、本日お話しした『ヤ

ジと民主主義』小さな自由が排除された先に』(二〇二〇年四月)、『クマと民主主義』記者が見つめた村の一年一〇か月』(二〇二〇年五月)、

『核と民主主義』マチを分断させたのは誰か』(二〇二一年三月)も地域の課題を民主主義という視点から切り取つた番組となります。それぞれ高い評価をいただき、賞などもいただいています。

(3) メディアの足もとは危うい

当社ではヤジ排除問題のほかにもこの間、アイヌの遺骨返還問題、ベトナム人技能実習生の現状に関する問題、ヘイトスピーチの問題など、様々なナーマを番組で取り上げてきていますが、「ジャーナリズムという言葉は嫌い」とか、「視聴率をとれないニュースはやるべきでない」とか、「生活者に遠い話だ」といった批判を社内で受けることもありました。そもそもこれらの社会的な問題に対する無関心が報道の現場に蔓延しているのではないかと感じることがあり、メディアの足もとは非常に危うい状態になつてていると思います。

メディアの本来的な役割は、権力者の言葉を拡声器のように伝えることではなく、声をあげたくてもなかなかあげられない人々の声に耳を澄まし、それを拾い上げ、社会に広めていくことにあります。しかし、視聴率という非常に大きな荒波に呑み込まれるなどしててきた結果、そうした

自覚がメディア関係者の間で薄れてしまつていてと感じます。

7. 書籍化をめぐつて

(1) 書籍化までの経緯

出版社は、二〇一三年に設立された「ころから」という東京都北区の赤羽にある小さな出版社です。同社は、関東大震災時の朝鮮人の虐殺を扱つた「九月、東京の路上で」、ヘイトスピーチの問題を取り上げた「ヘイトをとめるレッスン」など

の刊行物で知られる出版社です。同社代表・パブリッシャーの木瀬貴吉さんから最初にコンタクトを受けたのは、二〇一〇年四月下旬、六〇分版のドキュメンタリー番組を北海道ローカルで放送した直後のことでした。その際に、「おかしいものはおかしい」と真正面から取り上げられたことに感銘を受けました。同時に、「おかしいものはおかしい」と言うのなんて、当たり前じやないかとの内なる声が消えかかっていたことに気づかされました」とのメッセージをいただき、あわせて書籍化の打診を受けました。しかし、実はこの最初の段階では書籍化を断つっていました。その理由は、札幌地裁での裁判が継続中であつたことのほか、この問題は当社のスクープではなく、ただしつこく追いかけているだけだという自

覚があり、たまたま制作した番組に一定の反響があつたからといって、それを書籍のかたちにして偉そうに書ける立場ではないと考えたからです。

その約二年後、二〇二二年三月二十五日に札幌地裁判決が出た直後に、木瀬氏から再度メールが来て、そこには「本件は、表現の自由の観点から行政が鋭く問われ、とともにメディアのあるべき姿も問われている——よつて民主主義の根幹にかかるものと考えております」と書かれていました。

こうした熱意をあらためて伝えられたことが、書籍化に応じようと思いつきました。テレビで放送した番組は一定の評価を得てコンクールで受賞もしましたが、そもそも全国放送を実現できていないし、放送だけでは伝えきれない現実もあつたので、書籍という形で記録を残すことは心残りを補完するのに相応しい方法だとも思いました。

(2) 安倍元首相銃撃事件の影響

札幌地裁判決の後、書籍化に向けて作業を進めていた時期の二〇二二年七月八日、安倍元首相が奈良市内で選挙の応援演説中に銃撃され死亡するという事件が起きました。

同事件が起きた後、ネット上などでは、ヤジ排除に関する札幌地裁での裁判で警察側が敗訴したから、警備が手薄になり、銃撃事件が起きたのだ、という意見が少なからず見られるようになります。こじつけにしか見えませんが、一般人だけではなく、識者やテレビ局の解説委員の中にも同じ趣

旨の発言をする人たちが見られました。HBCでは彼らにも取材して、そのように主張する根拠を明らかにしたいと考えたのですが、いずれも断らされています。

札幌地裁判決は表現の自由と要人警護をしつかりと分けて検討した内容になっています。同判決の意義は銃撃事件後においてさらに重要なものになつていると考えます。

(3) 出版と民主主義

書籍版の『ヤジと民主主義』は、出版社が各書店に直接配本する形態をとっています。しかし、書店へ配本するシステムは一般的にはそうはなつておらず、出版社・著者と書店との間に取次会社があり、こうした構造に由来する問題がいくつあることをあらためて知りました。

一つめは、各書店に入る利益が減ることです。直接配本すれば、その本が売れた場合に入る利益は、出版社・著者に七割、各書店に三割という配分になります。これに対し、間に取次会社が挟まると、取次会社がまず一割をとり、書店の利益が二割に減ってしまいます。

二つめは、書店が売りたい本を選べないという流通構造です。書店は、取次会社から一方的に配本され、代金を請求されるシステムになつていています。書店が望んでいなくとも、取次会社のスタンスによつては偏った思想傾向の書籍を大量に配本されることもあり、書店は客にニーズのない書籍を店頭に並べなければならなくなります。

出版は表現の自由のアウトプットだと思つていましたが、必ずしもそうはならない流通構造が日本には現にあります。

8. 劇場版の上映に向けて

二〇二三年四月一五日～二一日、「TBSドキュメンタリー映画祭2023」という催しが、札幌市内のシアターキノで開催されます。一週間の期間中、一日あたり二作品を毎日上映します。

HBCではこの映画祭に向けて、『劇場版 ヤジと民主主義』をあらためて制作しました。劇場版は七八分に拡大したもので、追加取材によつて、書籍にも収録されていない内容も含まれています。作品の基調は、テレビ版のドキュメンタリーと違い、喜劇になつています。ヤジ排除の様子を最初に映像で見たときは恐怖でしかなかつたのですが、その後の裁判等の中で警察側の荒唐無稽な主張を聞かされていくなかで、警察の滑稽さが浮き彫りになつていつたからです。しかし、そうした滑稽さの背後にあるものをあらためて考えてみると、再び恐怖を感じるようになるというつくりになっています。多くの方々にご覧になつていただけますと幸いです。

（やまとぎ ゆうじ・HBC北海道放送報道部デスク）

本稿は、二〇二三年三月九日に開催した、二〇二二年度第一回憲法研究会の内容をまとめたものです。

文責・編集部